

災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と大和自動車交通立川株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時における災害活動等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合において、立川市地域防災計画に基づき傷病者の搬送等を行うに当たり、甲及び乙が協力することに関して必要な事項を定め、もって災害時における医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、乙は、災害時において実施する次の各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）につき、甲に協力するものとする。

- (1) 傷病者の搬送に関する業務
- (2) 医療救護活動の実施のために必要な人員及び医療救護活動に携行する資器材等の輸送に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議のうえ、前条に規定する目的の達成のために必要と認めた業務

（協力の要請）

第3条 甲は、立川市地域防災計画に基づき本業務を実施する必要が生じたときは、要請書（第1号様式）により、乙に本業務の実施に係る支援（以下「支援」という。）を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、後日、要請書を提出することができる。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、可能な限り、甲が指定する場所へ乙の保有する車両等を派遣し、本業務を行うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣したときは、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、乙は、本業務の実施状況について甲の求めがあったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、支援が終了したときは、速やかに終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。この場合において、甲は、当該支援に要した費用につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

(1) タクシーの運送に係る費用 国土交通省より認可を受けたタクシー運賃（時間距離併用制運賃等）に基づき、走行実績に応じて算出した額

(2) 高速道路料金等 実費により算出した額

2 対象経費や積算方法等に疑義が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議のうえ決定する。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請により、乙が行った支援に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が、当該支援に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該支援に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（災害時の情報共有）

第7条 甲及び乙は、支援の実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。この場合において、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、支援を行うに当たり知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。この協定の有効期間満了後も、また同様とする。

（訓練）

第9条 乙は、甲から要請があつたときは、可能な限り、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年2月1日

(甲) 住所 立川市泉町1156番地の9

代表者 立川市長 酒井大史

(乙) 住所 立川市富士見町1丁目25番地の20

氏名 大和自動車交通立川株式会社

代表取締役社長 澤田 康太郎